

参考資料5

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書

(和訳 暫定版)

(略称) 廃棄物等の投棄による海洋汚染防止条約一九九六年議定書

この議定書の締約国は、

海洋環境を保護し、並びに海洋資源の持続的利用及び保全を促進する必要性を強調し、

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の枠組みにおける成果、特に、予防及び防止に基づく取組方法への進展に留意し、

さらに、海洋環境の保護を目的とし、並びに地域及び国の特別の事情及びニーズを考慮した当該地域及び

国の補完的な文書の貢献に留意し、

これらの事項に対する世界的な取組の価値、特に千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約及びこの議定書の実施に際して締約国間の協力を継続することの重要性を再確認し、

海洋における投棄からの海洋環境の汚染の防止及び除去に関し、国際条約又はその他の世界的な合意に規定される措置よりも厳しい措置を国又は地域レベルにおいて採用することが望ましい場合があることを認め、関係する国際的な合意及び行動、特に、千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約、環境と開発に関するリオ宣言及びアジェンダ二十一を考慮し、

また、開発途上国、特に、開発途上にある小島嶼国の利害及び能力を認め、

海洋環境を保護し、及び保全するため、並びに海洋の生態系において海洋の正当な利用が引き続き維持され、及び現在及び将来の世代のニーズが引き続き満たされるよう人間の活動を管理するため、投棄による海洋汚染を防止し、軽減し、及び実行可能な場合には除去する新たな国際的行動は、遅滞なくとることができるものでありかつ遅滞なくとられなければならないものであることを確信して、
次のとおり協定した。

第一条 定義

この議定書の適用上、

1 「条約」とは、千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（その改正を含む。）をいう。

2 「機関」とは、国際海事機関をいう。

3 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

4 1 「投棄」とは、次のことをいう。

1 廃棄物その他の物を船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物から海洋へ故意に処分すること。

2 船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物を海洋へ故意に処分すること。

3 廃棄物その他の物を船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物から海底下地層に貯留すること。

4 プラットフォームその他の人工海洋構築物を故意に処分することのみを目的として現場において遺棄し、又は引き倒すこと。

2 「投棄」には、次のことを含まない。

1 船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物及びこれらのものの設備の通常の運用に付随し又はこれに伴って生ずる廃棄物その他の物を海洋へ処分すること。ただし、廃棄物その他の物であつて、その処分に従事する船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物によつて又はこれらに向けて運搬されるもの及び当該船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物における当該廃棄物その他の物の処理に伴って生ずるものを処分することを除く。

2 物を単なる処分の目的以外の目的で配置すること。ただし、その配置がこの議定書の目的に反しない場合に限る。

3 1.4の規定にかかわらず、単なる処分以外の目的で配置されたケーブル、パイプライン、海洋調査機器その他の物を遺棄すること。

3 海底鉱物資源の探査及び開発並びにこれらに関連して行われる沖合における加工から直接に生ずる廃

棄物その他の物の処分及び貯留又は海底鉱物資源の探査及び開発並びにこれらに関連して行われる沖合
いにおける加工に係る廃棄物その他の物の処分及び貯留は、この議定書の適用を受けない。

5 1 「海洋における焼却」とは、廃棄物その他の物を船舶又はプラットフォームその他の人工海洋構築物
の上で熱分解によって故意に処分する目的で燃焼させることをいう。

2 「海洋における焼却」には、船舶又はプラットフォームその他の人工海洋構築物の通常の運用の間に
生ずる廃棄物その他の物を当該船舶又はプラットフォームその他の人工海洋構築物の上で焼却すること
を含まない。

6 「船舶及び航空機」とは、種類のいかんを問わず、水上、水中又は空中を移動する機器（自動推進式であ
るかどうかを問わず、エアクッション船及び浮遊機器を含む。）をいう。

7 「海洋」とは、国の内水を除くすべての海域並びにその海底及びその下をいい、陸上のみから利用するこ
とのできる海底の下での貯留場所を含まない。

8 「廃棄物その他の物」とは、あらゆる種類、形状又は性状の物質をいう。

9 「許可」とは、第四条1.2又は第八条2の規定に基づいてとる関係する措置により事前に与えられる許可

をいう。

10 「汚染」とは、人の活動による海洋への廃棄物その他の物の直接的又は間接的な導入であって、生物資源
及び海洋生態系に対する有害性、人の健康に対する危険、海洋活動（漁獲及びその他の適法な海洋の利用を
含む。）に対する障害、利用に供される海水の水質の悪化並びに快適性の減殺のような有害な結果をもたら
し又はもたらすおそれのあるものをいう。

第二条 目的

締約国は、単独で及び共同してあらゆる汚染の発生源から海洋環境を保護し、及び保全し、並びに自国の科
学的、技術的及び経済的な能力に応じて、廃棄物その他の物の投棄又は海洋における焼却による汚染を防止し
、軽減し、及び実行可能な場合には除去するための効果的な措置をとるものとする。適切な場合には、各締約
国の政策を調和させる。

第三条 一般的義務

- 1 締約国は、この議定書を実施するに当たり、廃棄物その他の物の投棄からの環境の保護について予防的な取組方法を適用する。当該方法により、海洋環境に持ち込まれた廃棄物その他の物とその影響との間の因果関係を証明する決定的な証拠が存在しない場合であっても当該廃棄物その他の物が害をもたらすおそれがあると信ずるに足りる理由があるときには適切な防止措置をとるものとする。
- 2 各締約国は、汚染者が原則として汚染による費用を負担すべきであるという取組方法を考慮し、公共の利益に十分に留意して、投棄又は海洋における焼却に従事することを許可された者が許可された活動についての汚染の防止及び管理のための費用を負担するという実施を促進するよう努力する。
- 3 締約国は、この議定書の規定を実施するに当たり、損害又は損害の可能性を一の区域から他の区域へ直接若しくは間接に移転させないよう又は一の種類型の汚染を他の種類型の汚染に変えないよう行動する。
- 4 この議定書のいかなる規定も、締約国が汚染を防止し、軽減し、及び実行可能な場合には除去することについて国際法に従って一層厳しい措置を単独で又は共同してとることを妨げるものと解してはならない。

第四条 廃棄物その他の物の投棄

- 1 締約国は、廃棄物その他の物（附属書Ⅰに掲げるものを除く。）の投棄を禁止する。
- 2 附属書Ⅰに掲げる廃棄物その他の物の投棄は、許可を必要とする。締約国は、許可の発給及び条件が附属書Ⅱの規定に適合することを確保するため行政上及び立法上の措置をとる。環境に好ましい代替手段により投棄を回避するための機会には、特別の注意を払う。
- 2 この議定書のいかなる規定も、締約国が廃棄物その他の物であつて附属書Ⅰに掲げられているものの投棄を自国について禁止することを妨げるものと解してはならない。当該締約国は、そのための措置を機関に通知する。

第五条 海洋における焼却

締約国は、廃棄物その他の物の海洋における焼却を禁止する。

第六条 廃棄物その他の物の輸出

締約国は、投棄又は海洋における焼却のために廃棄物その他の物を他の国に輸出することを認めてはならな

い。

第七条 内水

- 1 この議定書の他の規定にかかわらず、この議定書は、2及び3に規定する範囲において内水に係るものとする。
- 2 各締約国は、廃棄物その他の物を海域である内水において故意に処分すること（海洋において処分する場合には、第一条に規定する投棄であるか海洋における焼却であるかを問わない。）を管理するため、自国の裁量により、この議定書の規定を適用するか又は他の効果的な許可及び規制のための措置をとる。
- 3 各締約国は、海域である内水における実施、遵守及び執行に係る法令及び体制に関する情報を機関に提供すべきである。締約国は、また、海域である内水に投棄された物質の種類及び性質についての概要報告書を任意に提供するためすべての努力を払うべきである。

第八条 適用除外

- 1 第四条1及び第五条の規定は、荒天による不可抗力その他人命に対する危険又は船舶、航空機若しくはプラットフォームその他の人工海洋構築物に対する現実の脅威がある場合において人命又は船舶、航空機若しくはプラットフォームその他の人工海洋構築物の安全を確保することが必要であるときは、適用しない。ただし

、投棄がその脅威を避けるための唯一の方法であると考えられること及び投棄の結果生ずる損害が投棄を行わなかった場合に生ずる損害よりも少ないと十分に見込まれることを条件とする。投棄は、人命及び海洋生物に対する損害の可能性を最小限にするように行わなければならない。また、その投棄については、直ちに機関に報告する。

- 2 締約国は、人の健康、安全又は海洋環境に容認し難い脅威をもたらし、かつ、他のいかなる実行可能な解決策をも講ずることができない緊急の場合においては、第四条1及び第五条の規定の例外として許可を与えることができる。当該締約国は、許可を与えるに先立ち、影響を受けるおそれのあるすべての国及び機関と協議するものとし、機関は、他の締約国及び権限のある国際機関と協議の上、第十八条6の規定により、当該締約国に対し、とるべき最も適した手続を速やかに勧告する。当該締約国は、措置をとるべき最終時点を

考慮し及び海洋環境に対する損害を防止する一般的義務に即して実行可能な最大限度まで当該勧告に従うものとし、また、自国がとる措置を機関に通報する。締約国は、そのような状況において相互に援助することを誓約する。

3 締約国は、この議定書の批准若しくは加入の時に又はその後、2の規定に基づく自国の権利を放棄することができる。

第九条 許可の発給及び報告

1 各締約国は、次のことを行ふ一又は二以上の適切な当局を指定する。

1 この議定書に従って許可を与えること。

2 投棄の許可を与えたすべての廃棄物その他の物の性質及び数量（実行可能な場合には実際に投棄された数量）並びに投棄の場所、時期及び方法を記録すること。

3 この議定書の適用上、単独で又は他の締約国及び権限のある国際機関と協力して海洋の状態を監視すること。

2 締約国の適切な当局は、投棄が意図されている次の物又は第八条2に規定する海洋における焼却につき

、この議定書の規定により許可を与える。

1 当該締約国の領域において積み込まれる物

2 当該締約国の領域において登録された船舶若しくは航空機又は当該締約国を旗国とする船舶若しくは航空機にこの議定書の締約国でない国の領域において積み込まれる物

3 適当な当局は、許可を与えるに当たっては、第四条の要件並びに適切と認める追加の基準、措置及び要件に従う。

4 各締約国は、直接に又は地域的取極に基づいて設立される事務局を通じて、機関及び適当な場合には他の締約国に対し、次の事項を報告する。

1 1.2及び1.3に規定する情報

2 この議定書の規定を実施するためとする行政上及び立法上の措置（執行措置の概要を含む。）

3 4.2に規定する措置の効果及び当該措置の適用上の問題

1.2及び1.3に規定する情報は一年ごとに提出する。4.2及び4.3に規定する報告の手續及び性質に

については、締約国が協議の上合意する。

- 5 4.2及び4.3の規定に基づいて提出される報告は、締約国会議が決定した適当な補助機関によって評価される。当該機関は、締約国の適当な会議又は特別会議にその結果を報告する。

第十条 適用及び執行

- 1 各締約国は、次のすべてのものにつき、この議定書を実施するために必要な措置をとる。

- 1 当該締約国の領域において登録され又は当該締約国を旗国とする船舶及び航空機

- 2 投棄又は海洋における焼却が意図されている廃棄物その他の物を当該締約国の領域において積み込む船舶及び航空機

- 3 当該締約国が国際法に従って管轄権を行使することができ船舶、航空機及びプラットフォームその他の人工構築物で投棄又は海洋における焼却を行っていると認められるもの

- 2 各締約国は、この議定書の規定に違反する行為を防止し及び必要な場合には処罰するため、国際法に従って適当な措置をとる。

- 3 締約国は、この議定書を国の下にある水域を越える水域において効果的に適用するための手続（この議定書の規定に違反して投棄又は海洋における焼却を行っていることが発見された船舶及び航空機についての報告に関する手続を含む。）の作成に協力することに同意する。

- 4 この議定書は、他国の主権の及ばないことが国際法により認められている船舶及び航空機については、適用しない。ただし、各締約国は、適当な措置をとることにより、自国が所有し又は運用する当該船舶及び航空機がこの議定書の目的に沿って運用されることを確保するものとし、また、その措置を機関に通報する。

- 5 いずれの国も、4に規定する自国の船舶及び航空機に対しては自国のみがこの議定書の規定を執行できることを認識し、この議定書に拘束されることについての同意の表明の時又はその後いつでも、この議定書の規定を当該船舶及び航空機に適用することを宣言することができる。

第十一条 遵守のための手続

- 1 締約国会議は、この議定書が効力を生じた後二年以内に、この議定書の遵守を評価し及び促進するために必要な手続及び仕組みを定める。この手続及び仕組みは、建設的な方法により、十分かつ開かれた情報の交

換を可能とすることを目的として作成する。

- 2 締約国会議は、この議定書に従って提出されるすべての情報及び1に従って定める手続又は仕組みを通じて行ったすべての勧告を十分に検討した後、締約国及び非締約国に対し、助言、援助又は協力を与えることができる。

第十二条 地域的協力

この議定書の目的を推進するため、特定の地理的区域における海洋環境について擁護すべき共通の利益を有する締約国は、地域的特性を考慮した上で、地域的な協力（廃棄物その他の物の投棄又は海洋における焼却によつて生ずる汚染を防止し、軽減し及び実行可能な場合には除去するため、この議定書に適合する地域的取極を締結することを含む。）を強化するよう努める。締約国は、この議定書の締約国及び地域的取極の締約国が従うことができるような調和のとれた手続を作成するため、地域的取極の締約国と協力するよう努める。

第十三条 技術協力及び援助

- 1 締約国は、次の事項に関して援助を要請する締約国に対し、機関における協力を通じ、及びその他の権限のある国際機関との調整の下、この議定書に規定する投棄により生ずる汚染を防止し、軽減し及び実行可能な場合には除去するための二国間及び多数国間の援助を促進する。

- 1 科学及び技術の分野における研究、監視及び執行のための要員の訓練（適切な場合には、国の能力を強化するために必要な設備及び施設の提供を含む。）

- 2 この議定書の実施に関する助言

- 3 廃棄物の最少化及び低負荷型の生産工程に関する情報及び技術協力

- 4 廃棄物その他の物の処分及び処理並びに投棄により生ずる汚染を防止し、軽減し及び実行可能な場合には除去するための廃棄物の処分及び処理並びに他の措置に関する情報及び技術協力

- 5 環境にやさしい技術及びこれに対応するノウ・ハウの利用の機会及び移転であつて、知的所有権を保護する必要性並びに開発途上国及び市場経済への移行の過程にある国の特別のニーズを考慮しつつ、相互に合意する有利な条件（特権的及び優先的条件を含む。）の下で特に開発途上国及び市場経済への移行の過程にある国に対して行うもの